

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の改正について

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（以下「条例」という。）」について、次の二点について改正を行う。

1 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例に定める「喫煙」の定義の明確化

(1) 概要

近年、たばこに直接火をつけず、たばこ葉を高温で加熱して喫煙する製品（以下「加熱式たばこ」という。）が販売されており、平成27年9月1日には、新たな加熱式たばこが、本県内で発売されることとなった。このため、加熱式たばこを使用することが、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（以下「条例」という。）で規制されるのか、一般消費者や県内施設管理者に混乱を生じさせる可能性があることから、条例第2条第5号に定める「喫煙」の定義を修正し、条例の規制対象であることを明確にする。

(2) 理由

①条例上の「たばこ」に該当すること

条例では、たばこを、たばこ事業法に定める製造たばこ（第2条第1号）と定義し、これに該当する紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこなど喫煙に用いられるものは条例の対象となる。

加熱式たばこは、たばこ事業法において、パイプたばこに分類されていることから、条例の「たばこ」に該当する。

②条例上の「喫煙」に該当すること

条例では、「喫煙」を「たばこに火をつけその煙を発生させること」（第2条第5号）としている。これは、条例が受動喫煙による健康への悪影響の未然防止を目的としており（第1条）、たばこの煙を規制する必要があることから、煙を出さない「かみたばこ」や「かぎたばこ」と区別するために「たばこに火をつけ」としているものである。

加熱式たばこの使用は、たばこの葉を高温で加熱し、煙を発生させるものであり、直接火をつけるものではないが、煙を発生させる以上、条例の趣旨から、高温で加熱することは「火をつける」ことに含まれると考えられるため、条例の「喫煙」に該当する。

(3) 改正内容

条例第2条第5号に定める「喫煙」の定義に、たばこを加熱する方法を加える。

2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）の改正による改正

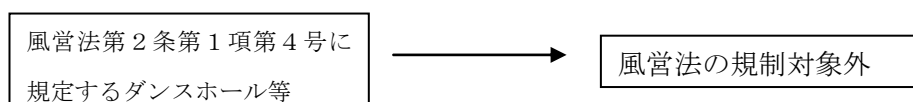
(1) 概要

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）で規制を受ける一部の施設について、条例で定める規定を努力義務としているが、平成27年6月の風営法の改正により、条例に引用している条文が改正となったことから、同法を引用する条例の規定が努力義務となる施設を定める条例第21条第1項第1号を改正する。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正概要（関連箇所）について

① ダンスホール等の営業を規制対象から除外（施行日：平成27年6月24日）

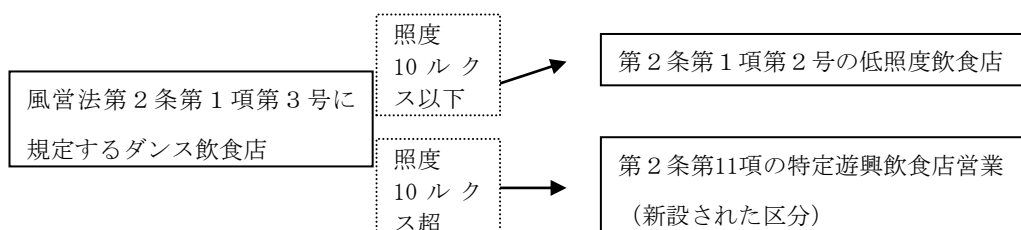
風営法第2条第1項第4号が削除され、「ダンスホールその他の設備を設けて客にダンスをさせる営業」が風営法の対象外とされた。



② ナイトクラブ等の営業の区分見直しと「特定遊興飲食店営業」の新設

（施行日：平成28年6月想定 ※施行日未定）

風営法第2条第1項第3号が削除され、同号に規定されていた「ナイトクラブその他の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業」が、店舗の照度により、従前の第2条第1項第5号（改正後は第2号）に定める業態と、改正により新設された「特定遊興飲食店営業」に区分されることとなった（なお、低照度ではなく、酒類を提供しないもの又は深夜に営業しないものは「飲食店営業」に区分される。）。



※低照度ではなく、酒類を提供しないもの又は深夜に営業しないものは、飲食店営業

(3) 条例の改正について

① 条例の規定を努力義務としていた、風営法第2条第1項第1号から第7号の各号が、改正により削除、整理され、第1号から第4号とされたことから、条例で同条を引用している箇所を改正する。（別添概要図参照）

※ 改正前風営法第2条第1項第8号も今回の改正により号ずれし第5号となるが、同号に規定されている「ゲームセンター等」については、条

例第21条第1項の規定により努力義務の施設とはしていないため、風営法改正の影響は受けない。

- ② 改正前風営法第2条第1項第3号が削除され、同号に規定されていた施設が、店舗の照度により、改正風営法第2条第1項第2号に定める業態と、改正により新設された改正風営法第2条第11項の「特定遊興飲食店営業」に区分されることから、新たに同項を条例第21条第1項に加える。

3 施行期日について

施行期日については、次のとおりとする。

- ・第2条関係 公布の日から施行
- ・第21条関係 改正風営法の施行日

4 学校教育法の改正による改正（上記とは別に改正予定）

- 学校教育法に規定する学校を、条例に規定する禁煙の措置を講じなければならない第1種施設の教育施設として規定しているが、同法の改正により、同法に規定する学校に「義務教育学校」が追加されたため、条例別表第1の(1)に「義務教育学校」を加える。

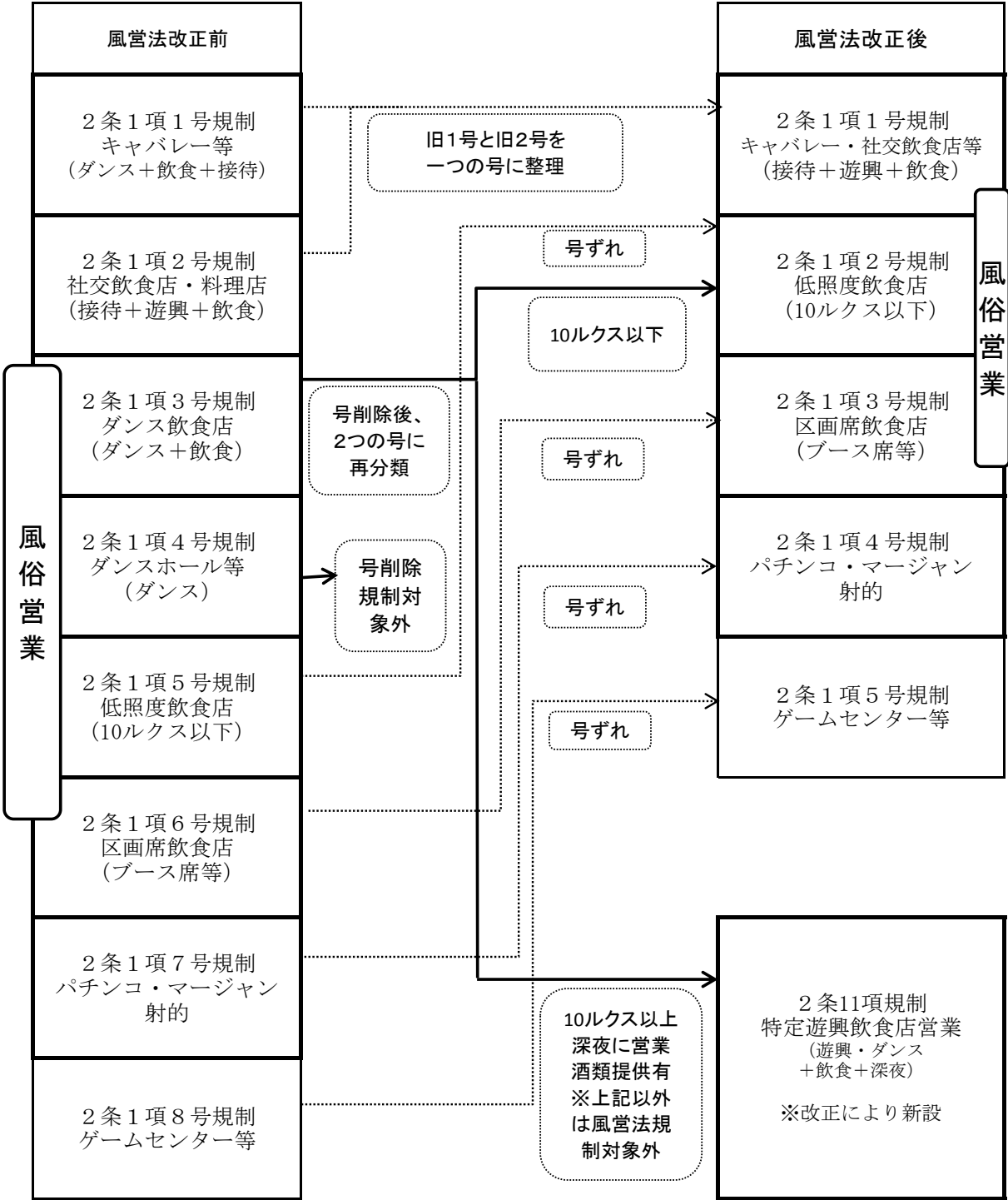
○ 条例の施行日について

平成28年4月1日（別表第1関係）

別 添

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正の概要

※神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例に係る改正を抜粋



※太線枠内規制 … 受動喫煙防止条例上の努力義務施設